

総合評価方式入札における落札者決定基準

平成30年9月
愛荘町総務部管理課

1 総則

この基準は、愛荘町が発注する工事における請負人の選定を総合評価方式で実施するにあたり基準を示すものである。(総合評価方式入札簡易型、総合評価方式入札特別簡易型)

2 総合評価方式入札の種類

◇この基準で定める総合評価方式入札の形式については下記の方式とする。

(1) 簡易型

簡易な施工計画のほか技術者の資格、工事成績等の評価項目と入札価格とを総合的に評価する方式である。

(2) 特別簡易型

施工計画の評価を要件とせず、技術者の資格、工事成績等の評価項目と入札価格とを総合的に評価する方式である。

3 総合評価方式入札における評価の方法

(1) 総合評価方式入札における総合評価は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たす者を対象に行う。

- ア 入札参加者が公告に定めた必要要件を満たし、無効でない者
- イ 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた資料を提出した者
- ウ 入札価格が無効基準価格以上予定価格以下であること。

(2) 上記(1)の要件をすべて満たす入札者のうち、評価値の最も高いものを落札者として決定するものとする。

評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(3) 評価値は、次の算式により算出する。

評価値＝技術評価点÷入札価格×10,000,000 (小数点以下第四位を切捨てる)

技術評価点＝標準点[100点]＋価格以外の技術的な要素の評価(技術評価)について算定した点数の合計値

(4) 価格以外の技術的な要素の評価項目

- ・評価項目については以下のとおりとするが、評価項目の設定にあたっては、当該工事の内容等を考慮し、工事案件ごとに設定するものとする。(簡易な施工計画を除く。)
- ・また、簡易型の総合評価方式においては、簡易な施工計画の評価を行うが、この評価基準については対象の評価項目から工事案件ごとに設定するものとする。

評価分類	評価項目	配点
簡易な施工計画 (右の評価項目のうち、工事の内容に応じ、2項目以上を設定し、適切に配点する。) 【簡易型のみ】	工程管理に係わる技術的所見	10.0
	品質管理に係わる技術的所見	
	施工上の課題に対する技術的所見	
	安全管理に留意すべき事項の技術的所見	
	施工上配慮すべき事項の技術的所見	
企業の施工能力	① 工事成績評定	2.0
	② 主観点数 【選択】	3.0
	③ 同種工事の施工実績	2.0
技術者等の能力	④ 配置予定技術者の資格 【選択】	0.5
	⑤ 配置予定技術者の施工実績	1.0
企業の地域性・社会性	⑥ 防災協定の締結 【選択】	0.5
	⑦ 建設業労働災害防止協会への加入	0.5
	⑧ 消防団協力事業所の認定等 【選択】	0.5
	⑨ 主たる営業所の所在地 【選択】	2.0
	⑩ 除雪契約の締結 【選択】	0.5
	⑪ 若手・女性技術者の配置	0.5
施工上の提案	⑫ 施工上配慮すべき事項への提案 【選択】	2.0
計		25.0

◇簡易な施工計画の評価

評価項目の内容		評価点
簡易な施工計画	工程管理に係わる技術的所見	10.0
	品質管理に係わる技術的所見	
	施工上の課題に対する技術的所見	
	安全管理に留意すべき事項の技術的所見	
	施工上配慮すべき事項の技術的所見	

上記の評価項目のうち、工事の内容に応じ、2項目以上を設定し、適切に配点する。

評価基準は、次の4段階とする。

- ・現場条件を踏まえて特に配慮すべき事項に具体性があり、適切に記載されている。 満点
- ・配慮すべき事項はおおむね適切に記載されている。 満点の半分
- ・一般的な事項のみ記載となっている。 0点
- ・不適切である。(未記載を含む。) 欠格

* 欠格の場合は当該入札に参加できません。

◇企業の施工能力の評価

① 工事成績評定点

過去4年間の同一工種における工事成績の評定点の平均点	評価点
75点以上	2.0
70点以上 75点未満	1.0
65点以上 70点未満	0.5
65点未満	-0.5
成績なし	0

- ・入札参加資格工種と同じ工種の工事成績について評価の対象とする。
- ・評価対象とする工事成績評定の工事は愛荘町が発注した工事で、簡便型により工事成績評定を行い、評定結果を通知した工事とする。
- ・対象期間に複数の工事の評定がある場合は平均とし、平均点の算定にあたっては、少数点未満を四捨五入するものとする

② 主観点数

【選択】（地域要件：町内本店のみの入札時選択）

建設工事等入札参加資格者名簿に基づく発注者別評価事項評点	評価点
120点以上	3.0
100点以上 120点未満	2.5
80点以上 100点未満	2.0
60点以上 80点未満	1.5
40点以上 60点未満	1.0
20点以上 40点未満	0.5
20点未満	0.0

- ・企業の施工能力・社会性等を総合的に表す指標として、直近の愛荘町建設工事等入札参加資格者名簿に基づく発注者別評価事項評点(主観点数)により評価を行い上記の区分による評価点を加算する。

③ 同種工事の施工実績

過去10年間に同種工事を元請けとして施工完成した実績	評価点
施工実績あり。	2.0
施工実績なし。	0.0

- ・公告日の前日から起算して過去10年間に、発注者が定める要件を満たす工事(以下「同種工事」といい、公告日の前日までに引渡し完了したものにかぎる。)を単独または共同企業体における構成員として元請契約し完成させた施工実績がある場合、評価する。

同種工事は、①CORINSに登録されていること、②求める施工実績の内容を確認することができること。以上2点を満たす場合にかぎる。

なお、CORINSの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、CORINSの補足資料として実績が確認できる他の資料の提出を求める場合がある。(他の資料:契約図書(契約書、設計図書など)または積算参考資料(金抜き設計書、数量計算書など)内容が確認できるもの)

- ・企業の施工実績として求める同種工事
⇒「〇〇工で△△㎡以上の実績」など、発注者が工事ごとに設定する。
- ・企業の施工実績の設定方針について
- * 当評価項目は、標準型や簡易型で求める「技術提案」のかわりに、簡易に技術力評価を行う項目であるため、求める実績の設定については適切な内容・規模となるよう配慮する。すなわち、「入札参加時に求める競争参加資格での実績要件」とは異なるものであり、当該工事内容の規模と同程度の実績を加点評価の対象とすること。
- * 実績の内容を確認するための資料としてCORINSの登録確認書とともに、求める実績に応じてその他の資料の提出を求めることとする。
なお「実績あり」として申請されたが、提出された資料で内容が確認できない場合や資料に不備があった場合は「実績なし」として扱う。

◇技術者等の能力評価

④ 配置予定技術者の資格

【選択】

配置予定技術者の資格の有無	評価点
一級土木施工管理技士または一級建設機械施工技士。	0.5
上記以外	0

- ・当該工事に管理技術者として配置予定の技術者における資格の有無について評価する。
- ・複数名の技術者が申請された場合は、その他の技術者評価項目と併せた合計で一番低い点数を評価点とする。
- ・上記の資格の種類は、土木工事、舗装工事に適用し、他の工種については、上記の区分に応じて、同等の資格を入札公告時に指定する。(例:電気工事＝一級電気工事施工管理技士、管工事＝一級管工事施工管理技士、建築工事＝一級建築管施工管理技士・一級建築士等)

⑤ 配置予定技術者の同種工事の施工実績

配置予定技術者の施工実績の有無	評価点
過去5年間に元請として施工、完成した国、地方公共団体が発注した同種工事において主任技術者(監理技術者)としての実績が2件以上ある。	1.0
過去5年間に元請として施工、完成した国、地方公共団体が発注した同種工事において主任技術者(監理技術者)としての実績が1件以上ある。	0.5
上記以外	0

- ・過去5年間に元請けとして施工、完成した国、地方公共団体が発注した同種工事において主任技術者または監理技術者として従事した経験のある技術者を今回工事に配置予定技術者として配置する場合に評価する。
- ・技術者を複数名申請することができるが、申請の技術者ごとにその他の技術者評価項目と併せた合計で一番低いものの評価点を加算点とする。

◇企業の地域性・社会性の評価**⑥ 愛荘町と防災協定の締結****【選択】（地域要件:町内本店のみの入札時選択）**

愛荘町との防災協定の締結の有無	評価点
防災協定を締結している。	0.5
防災協定を締結していない。	0

- ・入札公告時点において、愛荘町との防災協定締結の有無を評価する。
- ・入札参加者または入札参加者の所属している団体の、本町との防災協定締結の有無を評価する。
- ・入札公告において設定する。

⑦ 建設業労働災害防止協会(建災防)への加入

建設業労働災害防止協会への加入の有無	評価点
加入している。	0.5
加入していない。	0

- ・入札公告時点において、建設業労働災害防止協会への加入の有無について評価する。

⑧ 消防団協力事業所の認定等**【選択】（地域要件:町内本店のみの入札時選択）**

消防団協力事業所の認定の有無等	評価点
愛荘町から消防団協力事業所表示証の交付を受けているまたは愛荘町消防団に入団している者を雇用している。	0.5
上記以外	0

- ・入札公告日現在において、愛荘町から消防団協力事業所表示証の交付を受けている場合、または、愛荘町消防団に入団している者を雇用している場合に評価する。
- ・なお、入札公告日から開札の日までの間において有効な消防団協力事業所表示証であること。
- ・消防団員の入団していることを証明する書類を添付すること。入札参加資格審査申請時点では、雇用していなかった者を申請する場合は、継続的・直接的な雇用であることを証明する書類も併せて添付すること。
- ・入札公告において設定する。

⑨ 主たる営業所(本店・本社)の所在地**【選択】（地域要件:町内本店のみの入札時選択）**

主たる営業所(本店・本社)の所在地(入札参加資格者名簿の所在地)	評価点
主たる営業所が愛荘町内である。	2.0
主たる営業所以外の営業所・支店等が愛荘町内である。	0.5
上記以外	0

- ・入札公告日における主たる営業所(本店・本社)の所在地の位置について評価する。
- ・本評価項目でいう「営業所」とは、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所をいう。
- ・入札公告において設定する。

⑩ 愛荘町と除雪契約の締結**【選択】（地域要件:町内本店のみの入札時選択）**

愛荘町との除雪契約の締結の有無(滋賀県・他市町との契約は除く)	評価点
除雪契約を締結している。	0.5
除雪契約を締結していない。	0

- ・入札公告日における直前年度の除雪契約の締結の有無について評価する。
- ・滋賀県や他市町との契約は対象としない。
- ・町道・農道などの除雪契約にかぎる。(施設等の除雪契約は除く。)
- ・入札公告において設定する。

⑪ 若手・女性技術者の配置

若手・女性技術者の配置	評価点
若手ないし女性技術者を、監理技術者等として配置する。(*1)	0.5
若手ないし女性技術者を、専任の技術者として配置する。(*2)	0.2
若手ないし女性技術者の配置なし。	0

- ・品確法の改正により、若手や女性の技術者の長期的な確保や育成がうたわれているところであることから、「若手・女性技術者の配置」について評価する。
- ・評価の対象として、当該工事において監理技術者等または専任の技術者として、当該工事の公告日において40歳以下の技術者もしくは、女性の技術者を当該工事に配置することを評価する。(なお、途中交代は原則認めない。)(表中の*1または*2のいずれかの評価とする。*1と*2の両方を評価して加算はしない。)
- ・ここでいう技術者は、発注工事業種に適応した監理技術者等(監理技術者または主任技術者)の要件を満たす者とする。
- ・なお、前述の配置予定技術者の実績、配置予定技術者の資格と相違があった場合は、入札を「無効」とする。

⑫ 施工上配慮すべき事項への提案**【選択】**

施工上配慮すべき事項への提案	評価点
現場条件を踏まえて特に配慮すべき事項に具体性があり、適切に記載されている。	2.0
配慮すべき事項はおおむね適切に記載されている。	1.0
一般的な事項のみ記載となっている。	0
未記載	△ 1.0

- ・評価対象とする提案内容は、当町から提示した施工上配慮すべき事項(着目点)について評価するものとする。
- ・オーバースペック、設計仕様の変更、過剰な提案、法令手続きや関係機関調整の見通しがはっきりしない内容については0点として整理する。
- * 受注者の任意によるところに対して求めることを基本とする。
- * 着目点の設定を行う際に過剰な提案を求めることとならないように配慮する。
- * 着目点の設定は、漠然とした設定は避けポイントを絞った設定を行う。
- * 着目点設定の背景、理由が入札参加者に伝わるように配慮する。